

選択式

労働基準法及び労働安全衛生法

解答・解説

問 1

- A ⑩ 児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで
- B ⑨ 指揮命令下
- C ⑬ 自由な意思に基づく
- D ⑯ フォークリフト
- E ⑰ 遅滞なく

本問1は、使用できる最低年齢についての出題で、労働基準法56条1項からの出題である。

「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」と定めている。なお、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様とする。

本問2は、作業服及び保護具等の着脱等が労働基準法上の労働時間に該当するかについての出題で、三菱重工業長崎造船所事件（平12.3.9最一小判）からの出題である。

「労働基準法（昭和62年法律第99号による改正前のもの）32条の労働時間（以下「労働基準法上の労働時間」という。）とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではないと解するのが相当である。そして、労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行

うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当すると解される。」

本問3は、賃金に当たる退職金債権放棄の効力についての出題で、シンガー・ソーイング・メシオン事件（昭48.1.19最二小判）からの出題である。

「…（略）…労働者たる申告人が退職に際しみずから賃金に該当する本件退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、右全額払の原則が右意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできない。もつとも、右全額払の原則の趣旨とするところなどに鑑みれば、右意思表示の効力を肯定するには、それが申告人の自由な意思に基づくものであることが明確でなければならないものと解すべきである」。

本問4は、定期自主検査を行わなければならない機械についての出題で、労働安全衛生法45条、労働安全衛生法施行令15条、労働安全衛生規則151条の22、151条の24からの出題である。

「定期自主検査を行わなければならない機械等には、同法第37条第1項に定める特定機械等のほかフォークリフトが含まれる」。なお、ほかの選択肢である空気調和設備は作業環境測定を行うべき作業場の項（中央管理方式）、研削盤は譲渡等の制限等（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない）に関連する。

本問5は、労働者死傷病報告についての出題で、労働安全衛生規則97条からの出題である。

「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業（休業の日数が4日以上の場合に限る。）したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない」。なお、休業日数が4日に満たない場合は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働者災害補償保険法

解答・解説

問2

- A ⑤ 8
- B ② 5
- C ⑰ 月の翌月
- D ⑩ 自己
- E ⑳ 被扶養利益の喪失

本問1は、障害補償給付における障害等級の併合繰上げについてであり、労災保険法施行規則14条1項～3項からの出題である。

「労災保険法施行規則第14条第1項は、「障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級は、別表第1に定めるところによる。」と規定し、同条第2項は、「別表第1に掲げる身体障害が2以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。」と規定するが、同条第3項柱書きは、「第8級以上に該当する身体障害が2以上あるとき」は「前2項の規定による障害等級」を「2級」繰り上げた等級（同項第2号）、「第5級以上に該当する身体障害が2以上あるとき」は「前2項の規定による障害等級」を「3級」繰り上げた等級（同項第3号）によるとする」。

本問2は、年金の支給期間及び未支給の保険給付の請求についてであり、労災保険法9条1項、11条1項からの出題である。

「年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。また、保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができ

る」。

本問3は、遺族補償年金の目的についての出題であり、フォーカスシステムズ事件（最大判平27.3.4）からの出題である。

最高裁判所は、遺族補償年金に関して次のように判示した。「労災保険法に基づく保険給付は、その制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額を填補するために支給されるものであり、遺族補償年金は、労働者の死亡による遺族の**被扶養利益の喪失**を填補することを目的とするものであって（労災保険法1条、16条の2から16条の4まで）、その填補の対象とする損害は、被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり、かつ、相互補完性があるものと解される。[...]（略）...]したがって、被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、損害賠償額を算定するに当たり、上記の遺族補償年金につき、その填補の対象となる**被扶養利益の喪失**による損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である」。

雇用保険法

解答・解説

問3

- A ② 一般被保険者又は高年齢被保険者であるとき
- B ② 2
- C ③ 28
- D ④ 120
- E ③ 雇用保険法の適用除外

本問1は、出生時育児休業給付金からの出題で、雇用保険法61条の7第1項、61条の8第2項1号・2号からの出題である。

被保険者が**一般被保険者又は高年齢被保険者であるとき**、厚生労働省令で定めるところにより出生時育児休業をし、当該被保険者が雇用保険法第61条の8に規定する出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が同一の子について3回以上の出生時育児休業をしたとき、**2**回目までの出生時育児休業について出生時育児休業給付金が支給される。また、同一の子について当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が**28**日に達した日後の出生時育児休業については、出生時育児休業給付金が支給されない。

本問2は、個別延長給付からの出題で、雇用保険法24条の2からの出題である。

被保険者が雇用されていた適用事業所が、激甚災害法第2条の規定による激甚災害の被害を受けたことにより、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことによって離職を余儀なくされた者又は同法第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者であって、職業に就くことが特に困難な地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者が、基本手当の所定給付日数を超えて受給

することができる個別延長給付の日数は、雇用保険法第24条の2により **120日**（所定給付日数が雇用保険法第23条第1項第2号イ又は第3号イに該当する受給資格者である場合を除く。）を限度とする。

本問3は、被保険者の種類等からの出題で、雇用保険法6条ほかからの出題である。

令和4年3月31日以降に就労していなかった者が、令和6年4月1日に65歳に達し、同年7月1日にX社に就職して1週当たり18時間勤務することとなった後、同年10月1日に季節的事業を営むY社に就職して1週当たり12時間勤務し二つの雇用関係を有するに至り、雇用保険法第37条の5第1項に基づく**特例高年齢被保険者となることの申出をしていない場合**、同年12月1日時点において当該者は**雇用保険法の適用除外**となる。

労務管理その他の労働に関する一般常識

解答・解説

問4

- A ⑭ 拘束時間、休息期間
- B ③ 45.8%
- C ⑪ 規範
- D ⑨ 著しく不合理である
- E ⑧ 1年

本問1は、令和5年版厚生労働白書からの出題である。

自動車運転者は、他の産業の労働者に比べて長時間労働の実態にあることから、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）において、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息时间及び運転時間等の基準を設け、労働条件の改善を図ってきた。こうした中、過労死等の防止の観点から、労働政策審議会において、改善基準告示の見直しの検討を行い、2022（令和4）年12月にその改正を行った。

本問2は、令和5年版厚生労働白書からの出題である。

総務省統計局「労働力調査（基本集計）」によると、2022（令和4）年の女性の雇用者数は、2,765万人で、雇用者総数に占める女性の割合は、45.8%である。

本問3は、朝日火災海上保険事件（平8.3.26最三小判）からの出題である。

最高裁判所は、労働協約上の基準が一部の点において未組織の同種労働者の労働条件よりも不利益である場合における労働協約の一般的拘束力が問題となった事件において、次のように判示した。

「労働協約には、労働組合法17条により、一の工場事業場の4分の3以上の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用され

ている他の同種労働者に対しても右労働協約の規範的効力が及ぶ旨の一般的拘束力が認められている。ところで、同条の適用に当たっては、右労働協約上の基準が一部の点において未組織の同種労働者の労働条件よりも不利益とみられる場合であっても、そのことだけで右の不利益部分についてはその効力を未組織の同種労働者に対して及ぼし得ないものとして解するのは相当ではない。ただし、同条は、その文言上、同条に基づき労働協約の規範的効力が同種労働者にも及ぶ範囲について何らの限定もしていない上、労働協約の締結に当たっては、その時々^々の社会的経済的要件を考慮して、総合的に労働条件を定めていくのが通常であるから、その一部をとらえて有利、不利をいうことは適当でないからである。また、右規定の趣旨は、主として一の事業場の4分の3以上の同種労働者に適用される労働協約上の労働条件によって当該事業場の労働条件を統一し、労働組合の団結権の維持強化と当該事業場における公正妥当な労働条件の実現を図ることにあると解されるから、その趣旨からしても、未組織の同種労働者の労働条件が一部有利なものであることの故に、労働協約の規範的効力がこれに及ばないとするのは相当でない。

しかしながら他面、未組織労働者は、労働組合の意思決定に関与する立場になく、また逆に、労働組合は、未組織労働者の労働条件を改善し、その他の利益を擁護するために活動する立場にないことからすると、労働協約によって特定の未組織労働者にもたらされる不利益の程度・内容、労働協約が締結されるに至った経緯、当該労働者が労働組合の組合員資格を認められているかどうか等に照らし、当該労働協約を特定の未組織労働者に適用することが著しく不合理であると認められる特段の事情があるときは、労働協約の規範的効力を当該労働者に及ぼすことはできないと解するのが相当である。」

本問4は、男女雇用機会均等法9条4項からの出題である。

男女雇用機会均等法第9条第4項本文は、「妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。」と定めている。

社会保険に関する一般常識

解答・解説

問5

- A ⑧ 100%
- B ② 18.9
- C ⑩ 社会保障及び国民保健の向上
- D ⑫ 共同連帯
- E ⑰ 費用負担

本問1は、令和4年国民生活基礎調査の概況からの出題である。

厚生労働省から令和5年7月に公表された「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」によると、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯が44.0%となっている。なお、国民生活基礎調査において、「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

本問2は、令和3年度介護保険事業状況報告からの出題である。

厚生労働省から令和5年8月に公表された「令和3年度介護保険事業状況報告（年報）」によると、令和3年度末において、第1号被保険者のうち要介護又は要支援の認定者（以下本肢において「認定者」という。）は677万人であり、第1号被保険者に占める認定者の割合は全国平均で18.9%となっている。

本問3は、国民健康保険法1条からの出題である。

国民健康保険法第1条では、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定している。

本問4は、高齢者の医療の確保に関する法律1条からの出題である。

高齢者医療確保法第1条では、「この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者に

よる健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定している。

健康保険法

解答・解説

問6

- A ⑤ 患者に対する情報提供を前提として
- B ⑩ 資格を取得した日の前日まで引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）
- C ⑮ 被扶養者
- D ③ 家族訪問看護療養費
- E ④ 家族療養費

本問1は、保険外併用療養費の対象となる医薬品の治験についての出題で、令和4年保医発0304第5号の第3の2の(5)からの出題である。

「保険外併用療養費の支給対象となる治験は、患者に対する情報提供を前提として、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとし、したがって、治験の内容を患者等に説明することが医療上好ましくないと認められる等の場合にあつては、保険外併用療養費の支給対象としないものとする」とされている。なお、患者から当該治験の被験薬の薬剤料等を特別の料金として徴収する場合、当該特別の料金の徴収を行った保険医療機関は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額と特別の料金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該特別の料金の徴収に係る領収書を交付するものとする」とされている。

本問2は、資格喪失後の出産育児一時金の支給からの出題で、健康保険法104条、106条からの出題である。

「任意継続被保険者がその資格を喪失した後、出産育児一時金の支給を受けることができるのは、任意継続被保険者の資格を取得した日の前日まで引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつた者であつて、実際の出産日が被保険者の資格を喪失した日後6か

月以内の期間でなければならない」。上記（）内の条件は健康保険法104条にて規定している。

本問3は、被扶養者への給付に関する家族訪問看護療養費からの出題で、健康保険法111条からの出題である。

「被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額に家族療養費の給付割合を乗じて得た額（家族療養費の支給について家族療養費の額の特例が適用されるべきときは、当該規定が適用されたものとした場合の額）とする」。

療養の給付（療養費）の一部負担金は74条各項で、家族療養費の支給額は110条2項で規定されている。

厚生年金保険法

解答・解説

問7

- A ⑰ 費用
- B ⑱ 150万円
- C ⑲ 脱退一時金
- D ⑳ 当該初診日から起算して5年
- E ㉑ 乙のみが行うことができる

本問1は、国庫負担についてであり、厚生年金保険法80条2項からの出題である。

国庫は、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務（基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。）の執行（実施機関（厚生労働大臣を除く。）によるものを除く。）に要する費用を負担するものとされている。

本問2は、標準賞与額の決定についてであり、厚生年金保険法24条の4第1項からの出題である。

標準賞与額の決定において、当該標準賞与額が150万円（標準報酬月額等の等級区分の改定が行われたときは政令で定める額）を超えるときは、これを150万円とする。

本問3は、脱退一時金に係る受給権の保護の規定についてであり、厚生年金保険法41条1項、同法附則29条9項、同法施行令14条からの出題である。

厚生年金保険法41条1項の「保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分により差し押える場合は、この限りでない。」の規定は、脱退一時金について準用する。

本問4は、遺族厚生年金の支給要件についてであり、厚生年金保険法58条1項2号からの出題である。

被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したときは、保険料納付要件を満たしている場合、その者の一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。

本問5は、障害厚生年金の額の改定についてであり、厚生年金保険法52条2項・7項、同法附則16条の3第2項からの出題である。

障害厚生年金の受給権者は、実施機関に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。ただし、この年金額の改定の規定は、65歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者であつて、かつ、障害厚生年金の受給権者（同一の支給事由に基づく国民年金法による障害基礎年金の受給権を有しないものに限る。）については、適用しない。

甲（65歳以上）は、当初から障害の程度が3級のままであるので、障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有しない。したがって、年金額の改定の規定は適用されず、年金額の改定請求を行うことができない。

乙（65歳以上）は、障害の程度が3級から2級に軽減したことにより障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の支給が停止されているが、障害基礎年金の受給権は消滅していない（障害基礎年金の受給権を有する）。したがって、年金額の改定請求を行うことができる。

よって、今後、甲と乙の障害の程度が増進した場合、障害年金の額の改定請求は、乙のみが行うことができる。

国民年金法

解答・解説

問 8

- A ③ 市町村（特別区を含む。）
- B ⑨ 適正かつ確実に実施する
- C ⑫ 納付受託者
- D ② 婚姻をしていない
- E ⑯ 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

本問1は、保険料の納付委託に関する出題で、国民年金法92条の3及び92条の4からの出題である。

国民年金法において、被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下本肢において「納付事務」という。）を行うことができる者として、国民年金基金又は国民年金基金連合会、厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申し出をした市町村（特別区を含む。）、納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するものに該当するコンビニエンスストア等があり、これらを納付受託者という。

本問2は、遺族基礎年金の受給権者に関する出題で、国民年金法37条の2第1項2号からの出題である。

遺族基礎年金が支給される子については、国民年金法第37条の2第1項第2号によると、「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと」と規定されている。

本問3は、死亡一時金における遺族の範囲及び順位等に関する出題で、国民年金法52条の3からの出題である。

遺族基礎年金を受給できる者がいない時には、被保険者又は被保険者であった

者が国民年金法第52条の2に規定された支給要件を満たせば、死亡した者と死亡の当時生計を同じくする遺族に死亡一時金が支給されるが、この場合の遺族とは、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であり、死亡一時金を受けるべき者の順位は、この順序による。

扱一式

労働基準法及び労働安全衛生法

解答・解説

問 1 正解 D

- A × (労働基準法(以下問7まで「法」とする。)1条、憲法25条1項、昭22.9.13発基17号)

「人たるに値する生活」とは、日本国憲法25条1項「健康で文化的な最低限度の生活」の内容を解するとされるが、具体的には社会通念を考慮して判断される。なお、労働者本人のみならず、その標準家族の生活をも含めて考えることとされている。

- B × (三菱樹脂事件(昭48.12.12最大判))

「労働基準法3条は労働者の信条によって賃金その他の労働条件につき差別することを禁じているが、これは、雇入れ後における労働条件についての制限であって、雇入れそのものを制約する規定ではない」とするのが最高裁の判例である。

- C × (昭22.9.13発基17号)

事業場において女性労働者が平均的に能率が悪いこと、勤続年数が短いことが認められたため、これを理由として男女間で異なる昇格基準を定めていることにより男女間で賃金格差が生じた場合には違法となる。

- D ○ (昭61.6.6発基333号)

設問のとおり。出向先と出向労働者との間に労働契約関係が存するか否かは、出向・派遣という名称によることなく出向先と労働者との間の労働関係の実態により、出向先が出向労働者に対する指揮命令権を有していることに加え、出向先が賃金の全部又は一部の支払いをすること、出向先の就業規則の適用があること、出向先が独自に出向労働者の労働条件を変更することがあること、出向先において社会・労働保険へ加入していること等総合的に勘案して判断する。

E × (昭22.9.13発基17号)

労働者に支給される物又は利益にして、所定の貨幣賃金の代わりに支給するもの、即ち、その支給により貨幣賃金の減額を伴うものは賃金とみなす。なお、代金を徴収するものや、労働者の福利厚生施設とみなされるものは賃金とはみなさない。

本問のアからウまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとウが正しく、イを誤りとするCが正解となる。

問2 正解C

ア ○（昭47.9.18発基91号）

設問のとおりである。なお、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとする。

イ ×（法10条）

設問の「使用者」は、労働契約法の定義である。労働基準法において「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。後段は正しい。

ウ ○（法9条、昭和63年基発150号他）

設問のとおりである。実質的に労働者性があるかで判断される。

問3 正解E

- A ○（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（厚労省告示）2条）

設問のとおりである。条文通りの出題である。

- B ○（労働基準法施行規則（以下問7まで「則」とする。）5条1項1の3）

設問のとおりである。令和6年4月の改正で、労働契約の締結と更新の際に「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」に加え「就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲」も明示する必要があることとされた。

- C ○（昭22.9.13発基17号）

設問のとおりである。労働基準法16条は賠償の金額を予定することを禁止するのであって、現実に生じた損害について賠償を請求することを禁止する趣旨ではない。

- D ○（法18条4項）

設問のとおりである。条文通りの出題である。なお、この場合において、その利子が、金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して厚生労働省令で定める利率による利子を下るときは、その厚生労働省令で定める利率による利子をつけたものとみなす。

- E ×（法23条、昭63.3.14基発150号）

使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。なお、退職金については、通常の賃金の場合と異なり、あらかじめ就業規則等で定められた支払時期に支払えば足りる。

問4 正解A**A × (則7条の2第1項3号イ)**

「500万円」を「100万円」にすると正しい。

B ○ (則7条の2第1項3号ロ)

設問のとおりである。破産手続開始の申立てを行ったときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となったときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有している必要がある。

C ○ (則7条の2第1項3号ハ)

設問のとおりである。口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有している必要がある。

D ○ (則7条の2第1項3号ニ)

設問のとおりである。口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていなければならない。

E ○ (則7条の2第1項3号ヘ)

設問のとおりである。口座への資金移動に係る額の受取について、通貨による受取が1円単位でできるための措置及び少なくとも毎月1回は当該方法に係る手数料が無料でなければならない。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イとエ及びオの三つを正しいとするCが正解となる。

問5 正解C

ア × (法32条の2第1項)

1か月単位の変形労働時間制については、労使協定、就業規則その他これに準ずるもので、1週間で40時間を超えない定めをすれば適用される。

イ ○ (法33条、34条)

災害等による臨時の必要がある場合の労働について、休憩の規定を除外する旨の規定はないため、休憩は通常通りに与える必要がある。

ウ × (テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン)

設問の要件に加え、「随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと」も満たすことが必要とされる。

エ ○ (則24条の2の2第3項1号)

設問の通りである。専門業務型裁量労働制についても、労使協定により、「同意を得なければならないこと及び当該同意をしなかった当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと」を定めなければならない。なお、同意及びその撤回に関する労働者ごとの記録は、当該協定の有効期間中及び当該有効期間の満了後5年間（当分の間3年間）保存しなければならない。

オ ○ (法41条の2第1項)

設問の通りである。労使委員会の決議だけでなく、行政官庁に届け出た場合に高度プロフェSSIONAL制度を導入することができる。なお、労働者本人の同意も必要とする。

問6 正解D

A × (法39条3項、則24条の3第1号、4号)

週の所定労働時間数が30時間未満、かつ週の所定労働日数が4日以下のものは比例付与となるが、本肢の者は週5日が所定労働日数のため、通常通り「10労働日」の年次有給休暇が付与される。

B × (法39条3項、則24条の3第1号、4号)

本肢の労働者は週の所定労働時間が30時間以上のため、比例付与されず通常通り「10労働日」の年次有給休暇が付与される。

C × (法39条7項ただし書き、則24条の5第1項)

設問の場合、雇入れの日から起算して6か月より前に10労働日を与えているため、令和6年4月1日を第一基準日とする。そのため、5日分を第一基準日から1年以内である令和7年3月31日までに時季を定めることにより与えなければならない。

D ○ (法39条8項、平30.12.28基発1228第15号)

設問のとおりである。労働者が半日単位で年次有給休暇を取得した日数分については、0.5日として労働基準法39条8項の「日数」に含まれ、時間単位で年次有給休暇を取得した日数分については労働基準法39条8項の「日数」には含まれない。なお、時季指定を時間単位で行うことは認められない。

E × (昭23.7.31基収2675号)

生理日の就業が著しく困難な女性が労働基準法68条の規定によって就業しなかった期間は、出勤したものとみなさなくてもよい（当事者の合意で出勤したものとみなしてもよい）。なお、業務上の負傷・疾病の療養により休業した期間、育児介護休業法による育児・介護休業をした期間、産前産後の女性が休業した期間、年次有給休暇を取得した期間は出勤したものとみなす。

問7 正解A

A × (平11.3.31基発168号)

絶対的 necessary 記載事項の一部が記載されていない就業規則については、その効力発生についての他の要件を具備する限り有効である。ただし、設問のような就業規則を作成し届け出ても使用者の法89条（作成及び届出の義務）違反の責任は免れない。

B ○ (法95条1項)

設問のとおりである。なお、規定の作成又は変更の際は、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の意見を聞くだけでは足りず、同意を得なければならない。

C ○ (昭63.3.14基発150号)

設問のとおりである。この場合、就業規則の本則において当該別個の就業規則の適用の対象となる労働者に係る適用除外規定又は委任規定を設けることが望ましい。

D ○ (平3.12.20基発712号)

設問のとおりである。育児休業、介護休業も、89条1号の「休暇」に含まれる。

E ○ (昭23.12.25基収4281号)

設問のとおりである。監視又は断続的労働に従事する者であっても、法89条は適用されるのであるから、就業規則には始業及び終業の時刻を定めなければならない。

問8 正解B

- A ○（労働安全衛生法（以下問10まで「法」とする。）11条1項、12条1項、労働安全衛生法施行令（以下問10まで「令」とする。）2条、3条、4条）

設問のとおりである。常時使用する労働者が50名未満であり、衛生管理者を選任する義務はない。また、業種の区分もその他の業種のため、たとえ50人以上でも安全管理者を選任する義務はない。

- B ×（法10条1項、令2条）

事業場単位で考えるため、その他の業種である当該事業場では1,000人以上でない限り、総括安全衛生管理者を選任する義務はない。

- C ○（労働安全衛生規則（以下問10まで「則」とする。）7条4項）

設問のとおりである。X市の第1工場は200人を超え500人以下のため、衛生管理者は2人以上選任しなければならない。なお、第2工場は50人以上200人以下のため、1人以上の選任となる。

- D ○（法14条、令6条7号）

設問の通りである。動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において当該機械による作業が行われる場合は、各直ごとに作業主任者を置かなければならない。

- E ○（法12条の2、則12条の2）

設問の通りである。衛生推進者については、業種にかかわらず、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で選任が必要であるため、Z市の営業所では選任が必要である。なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、選任までの期限（14日以内など）はない。

問9 正解D

A ○ (法66条の8、則52条の2)

設問のとおりである。なお、この超えた時間の算定は毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない、80時間を超えた労働者に対し、当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報を通知しなければならない。

B ○ (法66条の8の2、則52条の7の2)

設問のとおりである。新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超えた場合に面接指導を行わなければならない。なお、面接指導は労働者の申出と関係なく行わなければならない。

C ○ (法66条の8の3)

設問のとおりである。この規定から除かれるのは労働基準法36条11項（新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務）、41条の2（高度プロフェSSIONAL制度）の対象労働者である。監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者は含まれる。

D × (平18.2.24基発0224003号、平31.3.29基発0329第2号)

面接指導の費用については、法で事業者に対面接指導の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであることとされている。なお、面接指導を受けるのに要した時間に係る賃金の支払いについては、一般の労働者に係るもの（法66条の8）は当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、面接指導を受けるのに要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいこととされている。一方で、研究開発業務に従事する労働者に係るもの（法66条の8の2）は、事業者がその事業の遂行に当たり、当然実施されなければならない性格のものであり、所定労働時間内に行われる必要がある（事業者が「賃金を支払う必要がある」）。さらに、面接指導の実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該面接指導が時間外に行

われた場合には、当然、割増賃金を支払う必要がある。

E ○（平18.2.24基発0224003号）

設問のとおりである。派遣労働者への面接指導は、派遣元事業者に実施義務が課せられる。

問10 正解C

A × (法88条1項)

事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の「30日前」までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

B × (法88条2項)

事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

C ○ (法88条3項)

設問のとおりである。

D × (法88条1項、別表1)

特定機械等が対象となるため、クレーンは規模に関係なく計画の届出が必要となる。

E × (則別表7、則85条)

労働安全衛生規則別表7によるものが対象となるため、動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）は規模に関係なく届出が必要となる。

労働者災害補償保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

解答・解説

問 1 正解 A

- A × (労災保険法施行規則(以下問7まで「則」とする。)8条、昭48.11.22基発第644号)

含まれない。本問のケースは通常経路の途中で行うようなささいな行為に相当し、通勤の「逸脱」「中断」に該当しない。

- B ○ (則8条1項、昭48.11.22基発第644号)

含まれる。本問のケースは「日用品の購入その他これに準ずる行為」に相当する。

- C ○ (則8条4項、昭48.11.22基発第644号)

含まれる。本問のケースは「病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」に相当する。

- D ○ (則8条2項、昭48.11.22基発第644号)

含まれる。本問のケースは「職業訓練、学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為」に相当する。

- E ○ (則8条5項、昭48.11.22基発第644号)

含まれる。本問のケースは「要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)」に相当する。

問2 正解D

- A × (労災保険法(以下問7まで「法」とする。)7条、昭49.6.19基収第1739号)

通勤災害として認められる。本問のケースのように、マイカー通勤者が車のライトの消し忘れに気づき駐車場に引き返すことは一般にあり得ることであり、通勤とかけ離れた行為ではないと判断される。

- B × (法7条、昭49.3.4基収第289号)

通勤災害として認められる。本問のケースは、妻の勤務先が同一方向にあって、しかも夫の通勤経路からさほど離れていないため、二人の通勤をマイカーの相乗りで行い、妻の勤務先を経由することは、通常行われるものと判断され、合理的な経路と認められる。

- C × (法7条、昭52.12.23基収第981号)

通勤災害として認められる。本問のケースにおいては、手術当日から長時間継続して寝泊りしていた事実を踏まえ、被災当日の病院は被災労働者にとっての「住居」と認められる。

- D ○ (法7条、昭50.12.25基収第1724号)

通勤災害ではなく、業務災害と認められる。本問のケースでは、「退勤」は終業直後の行為であって、業務と接続する行為と認められることから業務災害となる。

- E × (法7条、昭50.6.9基収第4039号)

通勤災害と認められない。「通勤による疾病」とは、通勤による負傷又は通勤に関連ある諸種の状態(突発的又は異常な出来事等)が原因となって発病したことが医学的に明らかに認められるものを指すが、本問のケースでは、通勤に関連ある諸種(突発的又は異常な出来事等)の事実はないことから、「通勤による疾病」とは認められない。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イとエ及びオの三つを正しいとするCが正解となる。

問3 正解C

ア × (令5.9.1基発0901第2号)

誤りである。対象疾病にアルコールや薬物等による精神障害は含まれない。

イ ○ (令5.9.1基発0901第2号)

正しい。記載の通りである。

ウ × (令5.9.1基発0901第2号)

誤りである。対象疾病を発病して治療が必要な状態にある者について、認定基準別表1の特別な出来事がない場合であっても、悪化の前に業務による強い心理的負荷が認められる場合には、当該業務による強い心理的負荷、本人の個体側要因（悪化前の精神障害の状況）と業務以外の心理的負荷、悪化の態様やこれに至る経緯（悪化後の症状やその程度、出来事と悪化との近接性、発病から悪化までの期間など）等を十分に検討し、業務による強い心理的負荷によって精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したものと精神医学的に判断されるときは、悪化した部分について業務起因性を認めるとされている。

エ ○ (令5.9.1基発0901第2号)

正しい。記載の通りである。

オ ○ (令5.9.1基発0901第2号)

正しい。記載の通りである。

問4 正解D

A ○（法14条1項、法20条の4）

正しい。設問のとおりである。

B ○（法14条1項、法20条の4、令2.8.21基発0821第1号）

正しい。設問のとおりである。

C ○（法14条1項、法20条の4、令2.8.21基発0821第2号）

正しい。設問のとおりである。本問のケースのように診断が確定した日において災害発生意業場を離職している場合、当該労働者がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日（賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日をいう。）以前3か月間が算定の期間である。

D ×（法14条1項、法20条の4、令2.8.21基発0821第2号）

誤りである。「遅発性疾病の診断が確定した日から3か月前の日を始期」ではなく、「災害発生意業場等を離職した日から3か月前の日を始期として」算定する。

E ○（法14条1項、法20条の4、令2.8.21基発0821第1号）

正しい。設問のとおりである。

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとイ及びウの三つを正しいとするCが正解となる。

問5 正解C

ア ○ (法16条の4第1号)

正しい。設問のとおりである。

イ ○ (法16条の4第2号)

正しい。設問のとおりである。

ウ ○ (法16条の4第3号)

正しい。設問のとおりである。

エ × (法16条の4第5号)

誤りである。遺族補償年金の受給権は、当該遺族である子・孫・兄弟姉妹が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときには消滅する。ただし、労働者の死亡の当時から引き続き厚生労働省令で定める障害の状態にある場合には、失権しない。

オ × (法16条の4第5号)

誤りである。肢エの解説参照。

本問では誤りの選択肢が2つとなり、C及びDが正解となった。

問6 正解C及びD

A ○ (法36条1項)

正しい。設問のとおりである。

B ○ (法33条6号、7号)

正しい。設問のとおりである。

C × (昭52.3.30基発192号、平3.2.1基発75号)

誤りである。そのような規定はない。

D × (法36条、昭52.3.30基発192号、平3.2.1基発75号)

誤りである。「保険給付は行われない」旨の規定はなく、「海外派遣者として特別加入している者の災害の業務上外の認定については、国内の労働者の場合に準ずる」とされている。

E ○ (国・中央労基署(クラレ)事件(東京地裁令和3年4月13日判決))

正しい。設問のとおりである。

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとウを正しいとするBが正解となる。

問7 正解B

ア ○ (法12条の2の2第2項)

正しい。設問のとおりである。

イ × (法16条の9)

誤りである。「労働者を故意に死亡させた者」が、遺族補償給付を受けることができる遺族とはならない。

ウ ○ (法14条の2)

正しい。設問のとおりである。

エ × (法12条の5)

誤りである。労働者の退職によって保険給付を受ける権利は変更されない。

オ × (法12条の3)

誤りである。本問のケースで徴収できるのは「偽りその他不正の手段により保険給付を受けた労働者」からである。

問8 正解E

- A ○（労働保険徴収法（以下問10まで「法」とする。）8条、労働保険徴収法施行規則（以下問10まで「則」とする。）7条）

正しい。設問のとおりである。なお、一括されるのは労災保険に係る保険関係のみである。

- B ○（法8条、則7条）

正しい。設問のとおりである。

- C ○（法8条2項、則8条）

正しい。設問のとおりである。

- D ○（法8条2項、則8条）

正しい。設問のとおりである。「やむを得ない理由により、この期限内に当該申請書の提出をすることができなかつたときは、期限後であっても提出することができる」とされている。

- E ×（則9条）

誤りである。下請負事業の分離は、有期事業の一括の要件に該当しない規模、すなわち、概算保険料が160万円以上、「又は」請負金額が1億8,000万円以上でなければならない。

問9 正解B

A ○（法21条の2第1項）

正しい。設問のとおりである。

B ×（法21条の2第1項、則38条の4）

誤りである。納入告知書によるものは口座振替の納付対象ではない。

C ○（則38条の2）

正しい。設問のとおりである。

D ○（則38条2項7号）

正しい。設問のとおりである。

E ○（則38条の3）

正しい。設問のとおりである。

問10 正解D

A ○ (則73条)

正しい。設問のとおりである。

B ○ (法42条、則74条)

正しい。設問のとおりである。

C ○ (法41条1項)

正しい。設問のとおりである。「その還付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。」とあることから、確定保険料申告書が法定納期限内に提出された場合、時効の起算日はその提出された日の翌日となる。

D × (法41条1項)

誤りである。肢Cと同様、確定保険料申告書が法定納期限内に提出された場合、時効の起算日はその提出された日の「翌日」となる。

E ○ (法41条2項)

正しい。設問のとおりである。

雇用保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

解答・解説

問 1 正解 A

- A × (雇用保険法 (以下問 7 まで「法」とする。) 4 条 1 項、行政手引20351)
代表取締役は被保険者とならない。本肢の「報酬支払等の面からみて労働者の性格の強い者」であって、雇用関係があると認められるものについて、取締役であって、同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は被保険者となる。
- B ○ (法 4 条 1 項、行政手引20352)
設問のとおりである。
- C ○ (法 4 条 1 項、行政手引20352)
設問のとおりである。
- D ○ (法 4 条 1 項、行政手引20351)
設問のとおりである。
- E ○ (法 4 条 1 項、行政手引20303)
設問のとおりである。

問2 正解B

(法13条1項・2項、雇用保険法施行規則(以下問7まで「則」とする。))18条、法14条1項・3項)

本問において、基本手当の受給資格要件である①「算定対象期間」及び②「被保険者期間」についてそれぞれ着目する必要がある。

①算定対象期間は、離職の日以前2年間(受給資格要件の特例の規定が適用される場合は、離職の日以前1年間)であることから、本問では令和6年2月29日から令和4年3月1日までが算定対象期間となる。なお、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかつた被保険者については、賃金を受けることができなかつた日数を加算した期間(加算後の期間が4年を超えるときは、4年間)とされるが、私傷病を理由として賃金を受けなかつた期間は算定対象期間に加算されない。

次に、②被保険者期間について、上記の算定対象期間における賃金支払基礎日数が11日以上ある場合に、その1か月の期間を被保険者期間の1か月として計算する。ただし、被保険者となつた日から最初の喪失応当日の前日までの期間が15日以上であり、かつその期間内における賃金支払基礎日数が11日以上ある場合に、その期間を被保険者期間の2分の1か月として計算する。本問では令和5年11月5日から令和6年2月29日までの期間で被保険者期間の算定を行う。(下記参照)

よって、以下のとおり算定対象期間における被保険者期間は3と2分の1か月が正しい。

(*離職日が2.29(資格喪失日3.1)のため、喪失応当日は毎月1日)

期間	賃金支払基礎日数11日以上(○/×)※	被保険者期間
R6.2.29~R6.2.1	○	1か月
R6.1.31~R6.1.1	○	1か月
R5.12.31~R5.12.1	○	1か月
R5.11.30~R5.11.5	○(当該期間日数15日以上)	2分の1か月

※当該各期間中、休日週2日、欠勤なし

問3 正解D

A ○ (法21条、37条9項)

設問のとおりである。基本手当にかかる待期（通算7日の期間）の規定は、傷病手当について準用するため、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して7日に満たない間は、傷病手当は支給しない。

B ○ (法37条4項)

設問のとおりである。

C ○ (則63条)

設問のとおりである。

D × (法37条8項)

傷病の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法99条の規定による傷病手当金の支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない。雇用保険における「傷病手当」は、求職の申込みの後（＝求職中）に疾病又は負傷のために、継続して15日以上職業に就くことができなくなったことにより支給される手当である。一方、健康保険における「傷病手当金」は、被保険者が（在職中に）療養のため労務に服することができなくなるときの、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、支給される。したがって、雇用保険「傷病手当」と健康保険「傷病手当金」は同時に受給することはない。

E ○ (法37条3項)

設問のとおりである。

問4 正解C

A ○ (則7条3項)

設問のとおりである。なお、則7条3項において「事業主は、当該資格喪失届を提出する際に当該被保険者が雇用保険被保険者離職票の交付を希望しないときは、離職証明書を添えないことができる。ただし、離職の日において59歳以上である被保険者については、この限りでない。」と規定している。

B ○ (則19条1項)

設問のとおりである。

C × (法7条、則7条1項、則36条9号)

誤りである。事業主から退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者の資格喪失届には、離職証明書及び「賃金台帳その他の離職の日前の賃金の額を証明することができる書類」に加え、当該理由により離職したことを証明することができる書類を添えなければならない。

D ○ (法69条、雇用保険に係る不服申立て及び訴訟に関する業務取扱要領50206)

設問のとおりである。

E ○ (則19条4項)

設問のとおりである。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、エとオを正しいとするEが正解となる。

問5 正解E

ア × (法19条3項、則29条2項)

受給資格者は自己の労働によって収入を得た場合、その後における最初の失業認定日に、失業認定申告書により管轄公共職業安定所の長に届け出なければならない。この届出をしない受給資格者について、管轄公共職業安定所の長は、「自己の労働による収入」があったかどうかを確認するために調査を行う必要があると認めるときは、当該期間分の基本手当の支給決定を次の支給日まで延期することができる。

イ × (法10条の4第1項)

偽りその他不正の行為により基本手当の支給を受けた者に対する納付命令は、「当該偽りその他不正の行為により支給を受けた基本手当の額の2倍に相当する額以下の金額」である。

ウ × (法10条の4第1項)

偽りその他不正の行為により基本手当の支給を受けた者に対する返還命令について、「不正の行為により支給を受けた金額」がその対象とされ、適法に支給したものについては返還することを命ずることができない。

エ ○ (則120条の2第1項)

設問のとおりである。

オ ○ (法34条1項)

設問のとおりである。なお、法34条1項の規定は、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、高年齢求職者給付金、特例一時金についても準用される。

問6 正解A

A ○ (法61条6項)

設問のとおりである。支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金の額として算定された額が賃金日額の最低限度額に掲げる額(2,746円)の100分の80に相当する額(2,196円)を超えないときは、当該支給対象月については、高年齢雇用継続基本給付金は、支給しない。

B × (法61条の2第4項)

同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当(就業促進手当)の両方を受給することはできない。

C × (法61条の2第3項)

高年齢再就職給付金は、当該賃金の額が、基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額に30を乗じて得た額の100分の75に相当する額を下るに至ったときに支給する。また、高年齢再就職給付金の額は、次のとおりである。

●当該賃金の額が、基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額に30を乗じて得た額の100分の61に相当する額未満であるとき→100分の15

●上記に該当しないとき(≒同100分の61以上100分の75未満)

→基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額に30を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、100分の15から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率

(支給限度額(370,452円)を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額)

D × (法61条1項)

「…賃金額が支給限度額以上となった場合、変更後の支給限度額は当該変更から3か月間、変更前の支給限度額の額とみなされる。」旨の規定はない。

E × (法61条2項)

高年齢雇用継続基本給付金における「支給対象月」とは、被保険者が60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）の属する月から65歳に達する日（65歳の誕生日の前日）の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金若しくは出生時育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。）をいう。したがって、育児休業給付金と高年齢雇用継続基本給付金との同月併給はない。

問7 正解E

- A ○ (則102条の3第1項2号イ(4))

設問のとおりである。

- B ○ (則102条の3第5項)

設問のとおりである。

- C ○ (則102条の3第7項)

設問のとおりである。

- D ○ (則102条の3第1項4号イ)

設問のとおりである。

- E × (則102条の3第2項)

設問の、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（則102条の3第1項イ）の場合、雇用調整助成金の対象期間は、届出の際に当該事業主が指定した日から起算して「1年間」である。

問8 正解C

A ×（労働保険徴収法（以下問10まで「法」とする。）4条、法附則3条）

雇用保険法5条1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日又は雇用保険暫定任意適用事業に該当する事業が同項の適用事業に該当するに至った日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する（保険関係成立届の提出をもって保険関係が成立するのではない）。なお、保険関係成立届は、保険関係成立日の翌日から起算して10日以内に所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならないとされている。

B ×（法39条1項、労働保険徴収法施行規則（以下問10まで「則」とする。）70条1号）

都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業については、二元適用事業となり、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

C ○（法4条の2第2項、則5条1号）

設問のとおりである。

D ×（法附則4条）

「厚生労働大臣の認可があった日」でなく、正しくは「厚生労働大臣の認可があった日の翌日」である。

E ×（法5条）

保険関係の消滅時期について、「当該事業が廃止され、又は終了したとき…その日」でなく、正しくは「その日の翌日」である。

問9 正解D

- A ○（則42条2項、5項）

設問のとおりである。

- B ○（則42条6項）

設問のとおりである。

- C ○（則42条8項）

設問のとおりである。

- D ×（法24条、則55条）

雇用保険印紙と納付計器を併用して印紙保険料を納付する場合には、「印紙保険料納付状況報告書」と併せて「印紙保険料納付計器使用状況報告書」を提出しなければならない。

- E ○（則52条）

設問のとおりである。

問10 正解D

A × (法19条1項)

継続事業が廃止された場合における確定保険料の申告・納付期限は、保険関係が消滅した日から起算して50日以内（当日起算）であるため、「3月31日に廃止された場合には同年5月20日までに提出しなければならない。」

B × (法19条2項)

有期事業が終了した場合における確定保険料の申告・納付期限は、保険関係が消滅した日から起算して50日以内（当日起算）であるため、「3月31日に終了した場合には同年5月20日までに所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。」

C × (法19条1項)

一括有期事業における確定保険料の申告・納付期限は、保険年度の6月1日から起算して40日以内（つまり、6月1日から7月10日までの期間）であるため、「次の保険年度の7月10日までに所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。」

D ○ (法19条、昭24.10.5基災収5178号)

設問のとおりである。

E × (法21条、則26条)

追徴金の徴収について、「通知を発する日から起算して30日を経過した日をその納期限と定め、事業主に対して、その納付すべき追徴金の額、その算定の基礎となる事項及び納期限を通知しなければならない。」

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

解答・解説

問 1 正解 D

A ○ (令和4年労働安全衛生調査—事業所調査 (厚生労働省))

設問の通り正しい。メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は63.4%で、6割を超えている。

【参考】メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答) (高い順から)

- ① ストレスチェックの実施 63.1%
- ② メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施 53.6%
- ③ メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備 46.1%

B ○ (令和4年労働安全衛生調査—事業所調査 (厚生労働省))

設問の通り正しい。過去1年間 (令和3.11.1~令和4.10.31) に一般健康診断を実施した事業所のうち所見のあった労働者がいる事業所の割合は69.8%で、約7割となっている。

【参考】所見のあった労働者に講じた措置内容 (複数回答) (高い順から)

- ① 健康管理等について医師又は歯科医師から意見を聴いた 45.3%
- ② 特に健康の保持に努める必要がある労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行った 44.1%

C ○ (令和4年労働安全衛生調査—事業所調査 (厚生労働省))

設問の通り正しい。傷病 (がん、糖尿病等の私傷病) を抱えた何らかの配慮を必要とする労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合は58.8%で、約6割となっている。

【参考】治療と仕事を両立できるような取組内容 (複数回答) (高い順から)

- ① 通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討 (柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整) 86.4%
- ② 両立支援に関する制度の整備 (年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等) 35.9%
- ③ 相談窓口等の明確化 34.4%

D × (令和4年労働安全衛生調査—事業所調査(厚生労働省))

困難や課題と感じている内容(複数回答)をみると、「代替要員の確保」の割合が最も多く、次いで「上司や同僚の負担」となっている。設問前半の記載は正しく、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所のうち、取組に関し困難や課題と感じていることがある事業所の割合は81.8%で、約8割となっている。

【参考】困難や課題と感じている内容(複数回答)(高い順から)

- ①代替要員の確保 77.2%
- ②上司や同僚の負担 51.2%
- ③休職を繰り返す労働者への対応 30.6%

E ○ (令和4年労働安全衛生調査—事業所調査(厚生労働省))

設問の通り正しい。転倒災害を防止するための対策に取り組んでいる事業所の割合は84.6%で、8割を超えている。

【参考】転倒災害防止対策の取組内容(複数回答)(高い順から)

- ①通路、階段、作業場所等の整理・整頓・清掃の実施 85.4%
- ②手すり、滑り止めの設置、段差の解消、照度の確保等の設備の改善 56.6%
- ③滑りにくい靴の支給又は推奨 40.1%

問2 正解A

A × (令和4年労使間の交渉等に関する実態調査(厚生労働省))

過去1年間(令和3.7.1～令和4.6.30の期間)に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話し合いが持たれた事項(複数回答)をみると、「正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の労働条件」の割合が最も高く、次いで「同一労働同一賃金に関する事項」、「正社員以外の労働者(派遣労働者を含む)の正社員への登用制度」の順となっている。

【参考】正社員以外の労働者に関して使用者側と話し合いが持たれた事項(複数回答)(高い順から)

- ①正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の労働条件 66.2%
- ②同一労働同一賃金に関する事項 55.2%
- ③正社員以外の労働者(派遣労働者を含む)の正社員への登用制度 38.7%

B ○ (令和4年労使間の交渉等に関する実態調査(厚生労働省))

設問の通り正しい。

【参考】何らかの労使間の交渉があった事項(高い順から)

- ①賃金・退職給付に関する事項 72.6%
- ②労働時間・休日・休暇に関する事項 70.0%
- ③雇用・人事に関する事項 60.4%

C ○ (令和4年労使間の交渉等に関する実態調査(厚生労働省))

設問の通り正しい。

【参考】交渉形態(高い順から)

- ①当該労働組合のみで交渉 85.4%
- ②企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉 11.8%
- ③企業外上部組織(産業別組織)と一緒に交渉 3.2%

D ○ (令和4年労使間の交渉等に関する実態調査(厚生労働省))

設問の通り正しい。

【参考】労働争議がなかった理由(複数回答 主なもの3つまで)(高い順から)

- ①対立した案件がなかったため 54.3%
- ②対立した案件があったが話し合いで解決したため 38.1%
- ③対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため 11.7%

E ○（令和4年労使間の交渉等に関する実態調査（厚生労働省））

設問の通り正しい。

【参考】労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段（高い順から）

- ①団体交渉 49.8%
- ②労使協議機関 43.3%
- ③苦情処理機関 1.7%

問3 正解B

A × (労働契約法6条、平24.8.10基発0810第2号)

労働契約法6条の労働契約の成立の要件としては、労働条件を詳細に定めていなかった場合であっても、「労働契約そのものは成立し得る」ものである。

B ○ (労働契約法7条、平24.8.10基発0810第2号)

設問の通り正しい。

C × (労働契約法11条、平24.8.10基発0810第2号)

労働基準法89条（就業規則の作成及び届出の義務）及び90条（就業規則の作成）の手續が履行されていることは、労働契約法10条本文の法的効果を生じさせるための要件ではないものの、労働契約法10条本文の合理性判断に際しては、就業規則の変更に係る諸事情が総合的に考慮されることから、使用者による労働基準法89条及び90条の遵守の状況は、合理性判断に際して「考慮され得る」ものである。

D × (労働契約法17条、平24.8.10基発0810第2号)

労働契約法17条1項の「やむを得ない事由」があるか否かは、個別具体的な事案に応じて判断されるものであるが、契約期間は労働者及び使用者が合意により決定したものであり、遵守されるべきものであることから、「やむを得ない事由」があると認められる場合は、解雇権濫用法理における「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」以外の場合よりも「狭い」と解されるものである。

E × (労働契約法18条、平24.8.10基発0810第2号)

同一の使用者との間で締結された2以上の有期労働契約の通算契約期間が5年を超える「労働者が、当該使用者に対し」、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、無期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者が当該申込みを承諾したものとみなされ、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日の翌日から労務が提供される無期労働契約が成立する。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがってエとオを誤りとするEが解答となる。

問4 正解E

ア ○（職業安定法5条の4第2項）

設問の通り正しい。設問の「その他厚生労働省令で定める情報」とは、自ら又は労働者の募集を行う者に関する情報、職業安定法に基づく業務の実績に関する情報である（職業安定法施行規則4条の3第3項）。

イ ○（最低賃金法8条）

設問の通り正しい。使用者は、最低賃金の概要についての周知義務がある。

ウ ○（平27.3.25厚労告116号障害者差別禁止指針）

設問の通り正しい。障害者差別禁止指針においては、本指針に定める「募集及び採用」「賃金」等の事項に関し、設問に記載の措置の他、「積極的差別是正措置として、障害者でない者と比較して障害者を有利に取り扱うこと」、「合理的配慮を提供し、労働能力等を適正に評価した結果として障害者でない者と異なる取扱いをすること」、「合理的配慮に係る措置を講ずること（その結果として、障害者でない者と異なる取扱いとなること）」も、障害者であることを理由とする差別に該当しないとしている。

エ ×（労働施策総合推進法9条）

設問の「配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）及び昇進」が誤り。正しくは「募集及び採用」である。

オ ×（平30厚労告430号短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）

設問の事例は、同一労働同一賃金ガイドラインにおいて、パートタイム・有期雇用労働法上、「問題がある」事例として掲げられている。本ガイドラインでは、「基本給であって、労働者の業績又は成果に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の業績又は成果を有する短時間・有期雇用労働者には、業績又は成果に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本給を支給しなければならない。また、業績又は成果に一定の相違がある場合においては、

その相違に応じた基本給を支給しなければならない。」としている。

問5 正解C

A ○ (社会保険労務士法2条)

設問の通り正しい。

B ○ (社会保険労務士法施行規則16条の2、16条の3)

設問の通り正しい。社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、事務代理等をする場合において、行政機関等から当該事務代理等に係る事務に関し指導等が行われたときは、その内容を本人に通知しなければならない(社会保険労務士法施行規則16条の4)。

C × (社会保険労務士法14条の2、26条、27条)

社会保険労務士となる資格を有する者であっても、登録を受けなければ社会保険労務士となることはできない。社会保険労務士でない者が、社会保険労務士の名称を用いることは社会保険労務士法26条(名称の使用制限)に違反し、社会保険労務士でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て1号業務及び2号業務を行うことは同法27条(業務の制限)に違反する。したがって、設問の「同法26条(名称の使用制限)違反とはならない」との記載は誤りである。

D ○ (社会保険労務士法14条の6第2項、14条の8第1項)

全国社会保険労務士会連合会は、登録を拒否しようとする場合においては、資格審査会の議決に基づいてしなければならない(社会保険労務士法14条の6第1項)。

E ○ (社会保険労務士法20条)

設問の通り正しい。社会保険労務士法20条にいう「正当な理由がある場合」とは、法令に違反することとなるもの、事務処理能力からみて所定期間に間に合わないとき等信義をもって対処しても応じることができない場合をいう(昭43.12.9庁保発23号)。

問6 正解E

A × (確定給付企業年金法77条1項、2項)

企業年金基金の分割は、実施事業所の一部について「行うことはできない。」

B × (確定給付企業年金法78条1項)

設問の「過半数の同意」が誤り。正しくは「全部の同意」である。

C × (確定給付企業年金法85条1項)

設問の「3分の2以上」が誤り。正しくは「4分の3以上」である。

D × (確定給付企業年金法89条3項)

事業主は、その実施する確定給付企業年金の清算人になることが「できない。」

E ○ (確定給付企業年金法89条6項)

設問の通り正しい。なお、残余財産を分配する場合においては、確定給付企業年金の終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない（確定給付企業年金法89条7項）。

問7 正解D

A ○（確定拠出年金法19条3項）

設問の通り正しい。企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する（確定拠出年金法19条4項）。

B ○（確定拠出年金法21条の2第1項）

設問の通り正しい。設問の企業型年金加入者掛金の納付の規定により企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、企業型年金加入者掛金を給与から控除することができる（確定拠出年金法21条の3第1項）。

C ○（確定拠出年金法31条）

設問の通り正しい。給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、企業型記録関連運営管理機関等が裁定する（確定拠出年金法29条1項）。

D ×（確定拠出年金法66条1項）

個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を、「国民年金基金連合会」に届け出なければならない。

E ○（確定拠出年金法68条2項）

設問の通り正しい。個人型年金加入者は、政令で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出する（確定拠出年金法68条1項）。

問8 正解B

A × (国民健康保険法4条5項)

「都道府県」は、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

B ○ (国民健康保険法19条2項)

設問の通り正しい。なお、国民健康保険においては、被扶養者という概念はない(各人が被保険者となる)。

C × (国民健康保険法32条の4)

国民健康保険組合が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、「理事」がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は組合会において「理事」以外の者を選任したときは、この限りでない。

D × (国民健康保険法92条、93条1項)

国民健康保険審査会は、各都道府県に置かれ、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び「公益」を代表する委員各3人をもって組織される。

E × (国民健康保険法107条)

市町村若しくは国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、事業状況を「当該市町村若しくは国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会をその区域内に含む都道府県を統括する都道府県知事」に報告しなければならない。なお、事業状況を厚生労働大臣に報告しなければならないのは、都道府県である。

[事業状況の報告]

◆都道府県 →^{報告}厚生労働大臣

◆市町村・国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会 →^{報告}都道府県知事(※)

(※) 当該市町村若しくは国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会をその区域内に含む都道府県を統括する都道府県知事

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがってアとウを正しいとするBが解答となる。

問9 正解B

ア ○（令和5年版厚生労働白書）

設問の通り正しい。年金制度では、少なくとも5年に一度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の見通しやスライド調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証する「財政検証」を行っている。

イ ×（令和5年版厚生労働白書）

高齢者世帯に関してみれば、その収入の「約6割」を公的年金等が占めるなど、年金給付が国民の老後生活の基本を支えるものとしての役割を担っていることがわかる。

ウ ○（令和5年版厚生労働白書）

設問の通り正しい。被用者保険の適用範囲は、2024（令和6）年10月、50人超規模の企業まで拡大となった。

エ ×（社会保障協定）

2024（令和6）年4月1日にイタリアとの間で社会保障協定が発効したことにより、同日において日本との間で協定が発効しているのは、「23カ国」となっている（厚生労働省HP）。

オ ×（社会保障協定）

英国、韓国、中国及びイタリアについては、「保険料の二重負担防止」を内容とする協定となっている（厚生労働省HP）。

問10 正解C

A × (船員保険法72条1項、船員保険法施行令6条)

船員保険の被保険者が職務外の事由により死亡したとき、又は船員保険の被保険者であった者が、その資格を喪失した後「3か月」以内に職務外の事由により死亡したときは、被保険者又は被保険者であった者により生計を維持していた者であって、「葬祭を行うもの」に対し、「葬祭料」として、5万円を支給する。

B × (国民健康保険法58条1項)

国民健康保険法においては、市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合は、被保険者の死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより「葬祭費の支給若しくは葬祭の給付」を行うものとする。なお、支給額は市町村（特別区）や組合によって異なり、一律5万円と定められているわけではない。

C ○ (健康保険法136条1項、健康保険法施行令35条)

設問の通り正しい。健康保険法136条（日雇特例被保険者に係る埋葬料）の規定により埋葬料の支給を受けようとする者は、その申請書に日雇特例被保険者手帳を添えなければならない（健康保険法施行規則126条）。

D × (健康保険法100条2項、健康保険法施行令35条)

設問の場合、埋葬を行った者に対し、「埋葬料の金額（5万円）の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額」が支給される。

E × (高齢者医療確保法86条1項)

高齢者医療確保法においては、後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところにより、「葬祭費の支給又は葬祭の給付」を行うものとする。なお、支給額は後期高齢者医療広域連合によって異なり、一律5万円と定められているわけではない。

健康保険法

解答・解説

問1 正解E

A × (健康保険法(以下問10まで「法」とする。)7条の30)

厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならないが、評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

B × (法38条1項7号)

設問の場合の任意継続被保険者は、「申出が受理された日」の属する月の末日が到来するに至ったときは、その翌日から任意継続被保険者の資格を喪失する。

C × (平14.4.24保保発0424001号、庁保険発24号)

登録型派遣労働者について、1月以内に次回の雇用契約が締結されなかった場合には、その雇用契約が締結されないことが確実となった日又は当該1月を経過した日のいずれか「早い日」をもって使用関係が終了したものとする。

D × (法65条3項)

前段は正しいが、後段のような規定はない。再指定は地域医療への影響等も考慮して、すぐに行われることもありうる。

E ○ (法47条2項)

設問のとおりである。資格喪失時の標準報酬月額が、被保険者が属する健康保険組合の全被保険者における前年度の9月30日の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額より高い場合、資格喪失時の標準報酬月額をその者の標準報酬月額とすることができる。

問2 正解B

A ○ (法3条第1項9号、法31条)

設問のとおりである。なお、2024年10月より特定適用事業所の人数要件が特定労働者50人超となるため、設問のケースに当てはまるのは「被保険者の総数が常時50人以下」の企業となる。

B × (法73条)

厚生労働大臣は、学識経験者を関係団体の指定により立ち会わせるものとするが、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

C ○ (法151条、152条)

設問のとおりである。健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における「被保険者数」を基準として、厚生労働大臣が算定し、概算払いが可能である。

D ○ (法7条の29第1項、3項)

設問のとおりである。なお、会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

E ○ (法173条1項)

設問のとおりである。流行初期医療確保拠出金が感染症法の改正から加わっている。なお、日雇関係組合は、「日雇拠出金」を納付する義務を負う。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、エとオを誤りとするEが正解となる。

問3 正解E

ア ○（法26条4項、53条）

設問のとおりである。権利義務は協会が承継するが、解散後に発生した事由の場合は、協会への請求となり、従前の健康保険組合の付加給付が認められるわけではない。

イ ○（法150条5項）

設問のとおりである。保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

ウ ○（健康保険法施行規則（以下問10まで「則」とする。）20条1項）

設問のとおりである。なお、則22条の規定による申請とは、任意適用事業所の取消の申請であり、健康保険任意適用取消申請書を日本年金機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法8条1項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用取消申請書にその旨を付記しなければならない。

エ ×（法附則3条）

特例退職被保険者の標準報酬月額に関する計算については、当該特定健康保険組合が管掌する前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日における特例退職被保険者「以外」の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内においてその規約で定めた額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額とする。

オ ×（法160条5項）

協会が本肢の健康保険事業の収支の見通しを作成した場合は、厚生労働大臣に届け出るのでではなく、「公表するものとする」。

問4 正解B**A ○（法63条2項、昭27.9.29保発56号）**

設問のとおりである。入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費は療養の給付の対象ではない。また、正常分娩及び単に経済的理由による人工妊娠中絶に係る費用は療養の給付の対象外である。

B ×（平24.2.20保発0220第1号）

公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査及び支払いに関する事務については、支払基金が引き続き取り扱うこととされている。前段は正しい。

C ○（健康保険法施行令（以下問10まで「令」とする。）30条）

設問のとおりである。翌年度を初年度とする3か年となる。

D ○（令24条1項）

設問のとおりである。なお、協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完結させ、決算完結後2月以内に厚生労働大臣に提出の上、その承認を得ることとされている。

E ○（則84条の2第1項）

設問のとおりである。資格喪失後の傷病手当金の額の算定の基礎となる標準報酬月額、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月以内の期間において被保険者が現に属する保険者が管掌する健康保険の任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとされている。

問5 正解E

A ○ (法120条)

設問のとおりである。

B ○ (法150条の10第1項、令44条の2)

設問のとおりである。なお、厚生労働大臣は、手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

C ○ (昭3.7.6保発514号)

設問のとおりである。保険料以外の徴収金の徴収権の消滅時効の起算日は、徴収金を徴収すべき原因たる事実の終わった日の翌日となる。

D ○ (法213条の2第2号)

設問のとおりである。その他に50万円以下の罰金に処せられるものとして、帳簿提出の拒否などがある。

E × (則24条1項9号)

保険者が健康保険組合の場合、被保険者の住所の記載は省略できない。一方、協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるときは、被保険者の住所の記載は不要である。

問6 正解D**A × (法205条)**

健康保険組合の一般保険料率の変更の認可は地方厚生局長に委任できるが、健康保険組合の設立、合併又は分割を伴う場合及び特定健康保険組合の認可に伴う場合を除くとされている。

B × (法7条の6第2項、則2条の3第1項)

定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないが、事務所の所在地の変更はこの規定から除かれている。

C × (法35条、昭3.7.3保発480号)

「使用されるに至った日」とは、事実上の使用関係が発生した日である。なお、事業所調査の際に資格取得届のものが発見された場合は、「すべて事実の日にさかのぼって資格取得させるべきものである」とされている。

D ○ (昭50.3.29保発25号、庁保発8号)

設問のとおりである。

E × (法58条1項、昭32.9.2保発123号)

「全部又は一部」とは、偽りその他不正の行為により受けた分が、その一部であることが考えられるので、全部又は一部としたものであって、偽りその他不正の行為によって受けた分はすべてという趣旨である。

問7 正解D

A × (法162条)

事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することはできるが、減額することはできない。

B × (法63条3項、昭32.9.2保険発123号)

当該健康保険組合以外の保険者の被保険者の診療を行うには、保険医療機関としての指定を受けなければならない。

C × (民法882条ほか、法61条ほか、昭2.2.18保理719号・747号)

健康保険法には、未支給の保険給付規定が存在しないため、未支給の保険給付がある場合には、民法による。よって死亡した受給権者の相続人が未支給の保険給付の請求権者となる。

D ○ (法63条3項、則53条1項3号)

設問のとおりである。他にも、被保険者証や処方箋（保険薬局等から療養を受けようとする場合に限る。）を提出する方法により、被保険者資格を確認することができる。

E × (昭32.2.1保発3号)

前段は正しい。家族療養費の付加給付については、特定の医療機関に受診した場合に限り認める等、医療機関により差の生ずるものは、受給の機会均等を害するおそれがあるため「行われぬ」。

問8 正解B**A × (法181条1項)**

延滞金の日数の起算日は督促状の到達の翌日ではなく、「納期限」の翌日からである。

B ○ (法101条、昭27.6.16保文発2427号)

設問のとおりである。健康保険の保険事故としての出産とは、妊娠4か月以上すなわち85日以後の分娩をいい、早産、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）を問わない。

C × (法150条の2第3項)

厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、社会保障審議会の議を経て承認を得る必要はなく、あらかじめ、「意見を聴かなければならない」。

D × (法7条の35)

協会の役員の報酬等の決定等に承認は必要としない。

E × (昭26.5.6保文発1443号)

義手義足は、療養の過程において、その傷病の治療のため必要と認められる場合に療養費として支給する取扱がなされているのであるが、症状固定後に装着した義肢に要する費用及びその修理に要する費用を療養費として支給することは認められない。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イとエ及びオの三つを正しいとするCが正解となる。

問9 正解C

ア × (法68条)

効力を失う6か月前から3か月前までに申出がないときに保険医療機関の指定の申請があるとみなす特例が適用されるのは、病床のない診療所である。

イ ○ (法71条)

設問のとおりである。厚生労働大臣が指定をしないことができるものとして、指定取消から5年を経過しないものの他に、健康保険法等の罰金刑の執行が完了していないもの、禁錮以上の刑の執行が完了していないものなどがある。

ウ × (法64条、71条)

保険医、保険薬剤師の登録に有効期限はない。

エ ○ (法89条1項、2項)

設問のとおりである。なお、介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。）の指定の失効若しくは指定の取消し若しくは効力の停止、指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。）の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは指定の失効又は指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。）の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは指定の失効は、本肢の規定により受けたものとみなされた指定の効力に影響を及ぼさない。

オ ○ (法92条3項)

設問のとおりである。厚生労働大臣は、指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

問10 正解D

A × (法102条)

出産手当金については、被保険者期間に関係なく支給される。

B × (昭23. 11. 17保文発781号)

独立して生計を営む子が、健康保険法の適用を受けない事業所に勤務するうち、疾病のため失業し被保険者である父に扶養されるに至った場合、保険事故発生後においても扶養の事実があれば被扶養者とする。

C × (法159条)

保険料の免除は、その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合は、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月となるので、育児休業終了日（12月31日）の翌日（1月1日）の属する月の前月（12月）分までが免除となる。

D ○ (法3条1項9号、35条)

通常の労働者の週の所定労働時間が40時間であるところ、被保険者丙は雇用契約の見直し後、週所定労働時間が32時間となったため、通常の労働者の4分の3以上の時間となり、健康保険の被保険者となる。

E × (平成24年法附則46条5項2号)

健康保険法に定める特定適用事業所以外の適用事業所の事業主は、労働組合がない場合であっても、当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される2分の1以上同意対象者の過半数を代表する者の同意又は2分の1以上同意対象者の2分の1以上の同意を得ることによって、保険者等に当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者について資格取得の申出をすることができる。「一般の被保険者とは異なる短時間被保険者の資格取得の申出」になるという旨の規定はない。

厚生年金保険法

解答・解説

問1 正解C

A × (厚生年金保険法(以下、問10まで「法」とする。)90条1項)

厚生労働大臣による被保険者の資格に関する処分に関する不服がある者は、「社会保険審査官」に対して審査請求をすることができる。

B × (法91条1項)

厚生労働大臣による保険料の賦課の処分に関する不服がある者は、「社会保険審査会」に対して審査請求をすることができる。

C ○ (法附則29条6項)

設問の通り正しい。なお、第1号厚生年金被保険者以外の被保険者に係る実施機関による脱退一時金に関する処分に関する不服がある者は、第2号厚生年金被保険者にあつては国家公務員共済組合審査会に、第3号厚生年金被保険者にあつては地方公務員共済組合審査会に、第4号厚生年金被保険者にあつては、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対してそれぞれ審査請求をすることができる(法附則29条7項)。

D × (法90条1項ただし書き)

法28条の4第1項(厚生年金保険原簿の訂正をする旨の決定)又は同条2項(厚生年金保険原簿の訂正をしない旨の決定)について、当該処分に関する不服がある場合、その者は、「厚生労働大臣」に対して、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる。

E × (法90条5項)

被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての「不服の理由とすることができない」。

問2 正解B

- A × (法44条1項、法78条の27、厚生年金保険法施行令(以下、問10まで「令」とする。)3条の13)

設問の場合、「第2号厚生年金被保険者期間」に基づく老齢厚生年金に加給年金額が加算される。

(以下、本問の解説において、第1号厚生年金被保険者期間を「第1号期間」と、第2号厚生年金被保険者期間を「第2号期間」という。)

2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の額に係る加給年金額について、加給年金額の加算要件である「240月以上」については、各号の被保険者期間を合算する。設問の場合、第1号期間(140月)と第2号期間(150月)を合算し、290月となるため、加給年金額が加算されるための「240月以上」の要件を満たす。加給年金額が加算されるのは、各号の被保険者期間のうち最も早い日において受給権を取得したものとなるが、設問の場合は同日に受給権が発生しており、このようなときは、各号の被保険者期間のうち「最も長い一期間」に基づく老齢厚生年金に加算される。したがって、加給年金額が加算されるのは、第1号期間(140月)と第2号期間(150月)のうち長い期間、つまり、第2号期間に基づく老齢厚生年金となる。

- B ○ (法87条1項3号)

設問の通り正しい。

- C × (法87条4項)

設問の「1,000円」が誤り。正しくは「100円」である。

- D × (法86条5項、6項)

設問の「100分の5」が誤り。正しくは「100分の4」である。

- E × (法100条の6第2項)

滞納処分等を行う徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する日本年金機構の職員のうちから「厚生労働大臣の認可を受けて、日本年金機構の理事長が任命する」。

問3 正解D

A ○ (法39条3項)

設問の通り正しい。国民年金法と厚生年金保険法の制度間での内払規定についての出題である。

B ○ (法附則4条の3第1項)

設問の通り正しい。適用事業所に使用される70歳以上の者は、事業主の同意がない場合でも、高齢任意加入被保険者となることができる。

C ○ (厚生年金保険法施行規則(以下、問10まで「則」とする。)5条の5)

設問の通り正しい。適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者は、その住所変更に係る届出を、直接、日本年金機構に提出する(事業主に申し出るわけではない)。

D × (法19条2項)

被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を1か月として被保険者期間に算入するが、その月に更に被保険者又は国民年金の被保険者(国民年金第2号被保険者を除く)の資格を取得したときは、後の被保険者資格に係る被保険者期間として算入する。設問の場合、後の被保険者資格が国民年金の第1号被保険者であるため、5月分については、1か月として、「国民年金における被保険者期間(第1号被保険者としての期間)」に算入される。

E ○ (法28条、法31条の3)

設問の通り正しい。第2号厚生年金被保険者、第2号厚生年金被保険者であった者には、法28条(記録)及び法31条の2(被保険者に対する情報の提供)の規定は適用されるので、本肢の記述は正しい。

[法31条の3(適用除外)]

第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者及びこれらの者に係る事業主については、この節(※第4節「届出、記録等」)の規定(第28条及び前条を除く)は、適用しない。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとイとオの三つが「申出をすることができないもの」であり、Cが正解となる。

問4 正解C

ア 申出をすることができない（法44条の3第1項ただし書き）

老齢厚生年金の受給権を取得したときに障害厚生年金の受給権者であった者は、支給繰下げの申出をすることができない。

〔法44条の3第1項〕老齢厚生年金の受給権を有する者であってその受給権を取得した日から起算して1年を経過した日（以下この条において「1年を経過した日」という。）前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であったとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から1年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となったときは、この限りでない。

↓

ただし書き ポイント整理

◆支給繰下げの申出ができる

→老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金

◆支給繰下げの申出ができない

→遺族基礎年金、遺族厚生年金、障害厚生年金

イ 申出をすることができない（法44条の3第1項ただし書き）

老齢厚生年金の受給権を取得したときに遺族厚生年金の受給権者であった者は、支給繰下げの申出をすることができない。解説ア参照。

ウ 申出をすることができる（法44条の3第1項ただし書き）

老齢厚生年金の受給権を取得したときに老齢基礎年金の受給権者であった者は、支給繰下げの申出をすることができる。解説ア参照。

エ 申出をすることができる（法44条の3第1項ただし書き）

老齢厚生年金の受給権を取得したときに障害基礎年金の受給権者であった者は、支給繰下げの申出をすることができる。解説ア参照。

オ 申出をすることができない（法44条の3第1項ただし書き）

老齢厚生年金の受給権を取得したときに遺族基礎年金の受給権者であった者は、支給繰下げの申出をすることができない。解説ア参照。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがってイとエを正しいとするCが解答となる。

問5 正解C**ア × (法60条1項、(60)法附則59条1項)**

短期要件に該当する場合、遺族厚生年金の年金額の算定において、給付乗率の読み替えは行わない。

[遺族厚生年金 生年月日に応じた給付乗率の読み替え]

短期要件→読み替えは行わない

長期要件→読み替えを行う

イ ○ (法38条、法59条、法63条、法附則17条)

設問の通り正しい。甲の死亡時(令和2.1.1)に丙は10歳であったことから、乙の死亡時(令和6.8.1)に丙は14歳前後となり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある。丙は、乙の死亡時において、甲の死亡に基づく遺族厚生年金の受給権を有しており(失権していない)、また、乙の死亡に基づく遺族厚生年金の受給権を取得する。遺族厚生年金の受給権者が、他の支給事由に基づく遺族厚生年金を受けるときは、その間、その支給は停止される。そして、受給権者は、その支給の停止の解除を申請することができ、どちらの遺族厚生年金を受給するのか選択する。したがって、設問の場合、「丙が受給権を有する遺族厚生年金は、甲の死亡に基づく遺族厚生年金と乙の死亡に基づく遺族厚生年金である。丙は、そのどちらかを選択して受給することができる。」とする記述は正しい。

ウ × (法59条1項1号)

遺族厚生年金を受けることができる者について、父母については、55歳以上であることが要件となる。設問の場合は、父が50歳、母が54歳であるから、父母ともに遺族厚生年金の受給権は発生しない。

エ ○ (法61条1項)

設問の通り正しい。配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたときは、増減を生じた月の翌月から、年金の額を改定する。

オ × (法60条1項)

繰下げ支給の老齢厚生年金を受給している者の死亡による遺族厚生年金の額は、繰下げによる加算額を含まない老齢厚生年金の額を基に算出する。したがって、設問の「老齢厚生年金の額（繰下げによる加算額を含む。）」とする記述は誤り。

問6 正解A**A ○ (法12条、令4.9.28事務連絡ほか)**

設問の通り正しい。実際の労働時間が連続する2月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日に被保険者の資格を取得する。

B × (則1条1項、2項)

設問の所属選択届は、「被保険者が」、日本年金機構に提出する。

C × ((12)法附則20条1項、(60)法附則別表7)

給付乗率1000分の5.481は、「昭和21年4月1日」以前に生まれた者については、生年月日に応じて読み替えが行われる。

D × (平26.3.31年発0331第7号)

届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、したがって、届出による婚姻関係がその実態を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとする。

E × (法47条の2)

事後重傷による障害厚生年金は、当該障害厚生年金の「請求があった月の翌月から」支給される。

問7 正解D

- A ○ (法20条、令2.8.14政令246号(厚生年金保険法の標準報酬月額等級区分の改定等に関する政令)1条)

設問の通り正しい。厚生年金保険法における標準報酬月額等級は、第1級の88,000円～第32級の650,000円となっている。

- B ○ (法22条1項1号)

設問の通り正しい。法22条1項の規定によって決定された標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した月からその年の8月(6月1日から12月31日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の8月)までの各月の標準報酬月額とする(法22条2項)。

- C ○ (法82条2項、法83条1項、法附則4条の3第7項)

設問の通り正しい。なお、適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者は、保険料(初めて納付すべき保険料を除く。)を滞納し、督促状の指定の期限までに、その保険料を納付しないとき(事業主の同意があるときを除く。)は、当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に、被保険者の資格を喪失する(法附則4条の3第6項)。

- D × (法100条の5第1項、令4条の2の16、則99条)

設問の「1年」が誤り。正しくは、「24月」である。

- E ○ (法81条の2の2)

設問の通り正しい。産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主(※)が、実施機関に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

(※) 第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者に係る保険料については、「被保険者が使用される事業所の事業主」とあるのは、「被保険者」とする。

解答・解説

問8 正解C

- A ○ (法附則29条3項、4項、令12条の2)

設問の通り正しい。

[脱退一時金の額]

被保険者であった期間の平均標準報酬額 × 支給率 (※)

(※) 支給率は、最終月（最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。）の属する年の前年10月の保険料率（最終月が1月から8月までの場合にあっては、前々年10月の保険料率）に2分の1を乗じて得た率に、被保険者であった期間に応じて政令で定める数（6～60）を乗じて得た率とし、その率に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

- B ○ (法62条1項)

設問の通り正しい。

[遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額]

遺族基礎年金の額 × 4分の3

- ・計算して得た額の端数処理は、100円未満四捨五入。
- ・中高齢寡婦加算額は、妻の生年月日に関わらず、「780,900円×改定率×4分の3」の一律支給。

- C × (法46条1項、(60)法附則62条、法附則11条、(6)法附則21条)

在職老齢年金の仕組みにより老齢厚生年金の支給停止を行う場合、加給年金額は対象とならず、支給される。ただし、在職老齢年金の仕組みにより、老齢厚生年金の全部が支給停止されたときは、加給年金額も支給停止される。設問では、「老齢厚生年金の一部の支給が停止」とあるので、この場合、加給年金額は「支給停止とならない」。

- D ○ (法37条4項、令3条の2)

設問の通り正しい。未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の3親等内の親族の順序である。よって、設問の、「妹と祖父」では、祖父が先順位者となる。

- E ○ (平26.3.31年発0331第7号)

設問の通り正しい。

問9 正解E

A × (法附則20条1項)

2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る特別支給の老齢厚生年金の支給要件のうち「1年以上の被保険者期間を有すること」については、その者の2以上の種別の被保険者であった期間に係る被保険者期間を「合算し」、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして適用する。

B × (法78条の26第2項)

2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の額については、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに算定することとされており、したがって、平均標準報酬額は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに算出する。

C × (法附則9条の3)

長期加入者の特例の適用は、被保険者でないことが要件となる。設問は、「第1号厚生年金被保険者として在職中である者」とあるので、被保険者でないことという要件に該当せず、したがって、長期加入者の特例は適用されない。

D × (法附則11条の6、(6)法附則26条ほか)

65歳以後の老齢厚生年金と雇用保険法の高年齢求職者給付金は、支給調整とされない。支給調整となるのは、[特別支給の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金]と[雇用保険法の基本手当、高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金)]である。また、支給調整が行われる場合、老齢厚生年金より支給停止となるのは、賃金(標準報酬月額)に一定の率を乗じて得た額等に相当する部分となるので、設問の「当該高年齢求職者給付金に一定の率を乗じて得た額の老齢厚生年金の支給が停止される」とする記述は誤り。

E ○ (法46条1項、(60)法附則62条1項)

設問の通り正しい。高在老の仕組みによる支給停止において、繰下げ加算額及び経過加算額は、支給停止の対象とならない。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがってウとオを正しいとするDが解答となる。

問10 正解D

ア × (法47条)

障害厚生年金が支給されるための要件は、初診日における被保険者要件、障害要件、保険料納付要件であり、設問の場合は、これらを満たすため、障害厚生年金の受給権は「障害認定日」に発生する。

イ × (法47条1項、55条)

障害手当金は、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間における「その傷病の治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）において」、その傷病により政令で定める程度の障害の状態にある場合に支給される。したがって、設問の「まだその傷病が治っておらず治療中の場合でも、5年を経過した日に…支給される」という記述は誤りである。

ウ ○ (法38条の2第1項)

設問の通り正しい。なお、受給権者の支給停止の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

エ × (法58条1項、法60条1項、法附則14条)

設問の者は、20歳から25歳までの5年（60月）が厚生年金保険の被保険者期間、25歳から55歳までの30年（360月）が国民年金の第1号被保険者期間となり、当該全期間が保険料納付済期間となる。保険料納付済期間が25年以上あることから、遺族厚生年金の支給においては、長期要件に該当する。長期要件の場合、遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数については、実期間での計算となり、「300月の最低保障は行われぬ」。

オ ○ (法附則30条)

設問の通り正しい。ただし、当該脱退一時金の額は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに、脱退一時金の額の規定により計算した額とする。

国民年金法

解答・解説

問1 正解C

A ○ (国民年金法(以下問10まで「法」とする。))88条の2)

設問のとおりである。なお、国民年金法における産前産後期間中の保険料免除は、出産予定月と実際の出産月とが異なる場合であっても、当初届け出た「出産予定日(の属する月)」を基点にその前月からの4か月間(多胎妊娠の場合、その3か月前から6か月間)国民年金保険料が免除となる(出産後に届け出た場合は「出産日」が基点となる)。

B ○ (法90条の3、国民年金法施行規則(以下問10まで「則」とする。))77条の2)

設問のとおりである。本肢は、学生納付特例に関する規定であるが、「厚生労働大臣が指定する期間」とは、学生納付特例の申請のあった日の属する月の2年2月(法91条に規定する保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から2年を経過したものを除く)前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年3月(当該申請のあった日の属する月が1月から3月までである場合にあっては、当該申請のあった日の属する年の3月)までの期間のうち必要と認める期間をいう。

C × (法93条1項、国民年金法施行令(以下問10まで「令」とする。)7条)

正しくは次のとおりである。

「国民年金法第93条第1項の規定による保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間につき、6月又は年を単位として、行うものとする。ただし、厚生労働大臣が定める期間のすべての保険料(既に前納されたものを除く。)をまとめて前納する場合においては、6月又は年を単位として行うことを要しない。」

D ○ (法94条の3第1項)

設問のとおりである。

E ○ (法3条2項)

設問のとおりである。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとウとエを正しいとするCが正解となる。

問2 正解C

ア ○ (法30条1項)

設問のとおりである。障害基礎年金が支給されるには①「被保険者等要件」、②「障害の程度要件」、③「保険料納付要件」の3つの要件をすべて満たすことが必要であるが、本肢は①「被保険者等要件」を問うものである。

イ × (法36条の3)

本肢は、いわゆる「20歳前傷病による障害基礎年金」の所得による支給停止である。正しくは次のとおりである。

「…受給権者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の10月から翌年の9月まで、政令で定めるところにより、その全部又は2分の1に相当する部分の支給を停止する。」

ウ ○ (法30条1項ただし書、昭60法附則20条1項)

設問のとおりである。本肢は障害基礎年金の成立3要件のうち、③「保険料納付要件」を問うものである。初診日が令和8年4月1日前にある傷病による障害については、令和8年4月1日前までの間、保険料納付要件の経過措置が適用される。ただし、初診日において65歳以上である者にはこの経過措置は適用されない。

エ ○ (法127条2項)

設問のとおりである。

オ × (法127条3項1号)

正しくは次のとおりである。

「加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第1号又は第4号に該当するに至ったときは、その日とし、…）に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 被保険者の資格を喪失したとき、又は第2号被保険者若しくは第3号被保険者となったとき。」

問3 正解A

A × (法101条の2)

「…処分の取消の訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁定を経た後」の部分で、「…処分の取消の訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後」とすると正しい。

B ○ (法36条1項、法41条1項、法52条)

設問のとおりである。障害基礎年金（法36条1項）、遺族基礎年金（法41条1項）、寡婦年金（法52条）においてそれぞれ支給停止の規定が置かれている。

C ○ (法137条の15第2項1号)

設問のとおりである。

D ○ (法76条1項)

設問のとおりである。積立金の運用は、厚生労働大臣が、国民年金法第75条の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行う。

E ○ (法109条1項)

設問のとおりである。

問4 正解B**A × (法7条1項2号)**

厚生年金保険の被保険者は、国民年金の第2号被保険者となる。本肢では実習実施者が厚生年金保険の適用事業所であるため、国民年金に加入する必要がある。なお、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付（老齢基礎年金又は老齢厚生年金等）の受給権を有する65歳以上の者である場合は、第2号被保険者とはならない。

B ○ (法附則5条1項)

設問のとおりである。本肢の「日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満のもの」は、厚生労働大臣に申し出て、被保険者（任意加入被保険者）となることができる。

C × (法7条1項1号、平24.6.14国発0614第1号)

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人（日本国籍を有しない者をいう。）で第2号被保険者及び第3号被保険者に該当しない者は、第1号被保険者となるが、その事務の取扱いは、原則として住民基本台帳法30条の45に規定する「外国人住民」であつて住民基本台帳に記録された者を対象者とする。そして、その者の資格取得年月日は、原則として外国人住民となった年月日とされる。

D × (法7条1項3号)

第3号被保険者の認定要件には、生計維持要件及び日本国内居住要件（日本国内に住所を有すること）があるが、留学生や海外赴任に同行する家族等、国内居住要件の例外としての特例要件（「海外特例」）に該当する者は、その届出をすることにより、第3号被保険者の認定が可能となる。

E × (法7条1項2号、法附則3条)

第2号被保険者は、厚生年金保険の被保険者が原則であるが、法附則3条の規定より、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付（老齢基礎年金又は老齢厚生年金等）の受給権を有する65歳以上の者である場合は、第2号被保険者とはならない。

問5 正解D**A × (法88条の2、則73条の7)**

国民年金法における産前産後期間中の保険料免除の届出は、出産の予定日の6月前から行うことができる。また、届出は、所定事項を記載した届書により市町村長に提出しなければならない。

B × (法90条1項、令6条の6)

学生納付特例の対象となる「学生等」には、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（高等部に限る。）に在学する学生又は生徒のほか、専修学校に在学する生徒、これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設に在学する生徒又は学生も含まれる。また、昼間学生等だけでなく、夜間部、定時制、通信制課程の生徒も含まれる。

C × (平25.9.20法務省矯成第2063号)

保険料免除申請を行うためには、住民登録を行う必要がある。ただし、矯正施設に収容中の期間は、住民登録がない期間であっても日本国内に住所があると認められるため、矯正施設に収容されている期間にかかる矯正施設の長の在所証明書等を添付することによって、住民登録をしていなくても免除申請手続が可能である。

D ○ (法88条の2)

設問のとおりである。産前産後期間の保険料免除期間については、「保険料納付済期間」として取り扱われる。

Ｅ × (平24.7.6付年管管発第0706第2号)

配偶者から暴力を受けて避難している被保険者が、当該特例免除を利用するには、配偶者と住居が異なること、及び初回申請に限り女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書を添付しなければならない。本肢のように「配偶者と住民票上の住所が異ならなければならない」とはされていない。

問6 正解E

A × (法32条2項)

障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が労働基準法の規定による障害補償を受けることができるために支給停止される場合は、その停止すべき期間、その者に対して「従前の障害基礎年金を支給」する。

B × (法34条3項)

本肢中の「1年6か月を経過した日より後」は、正しくは「1年を経過した日より後」である。

C × (法37条の2第1項)

遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が所定の要件に該当する場合に、配偶者又は子に支給する。配偶者に支給する場合の要件は、次のとおりである。

「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない子と生計を同じくすること。」

よって、本肢のケースは、配偶者に遺族基礎年金は支給されない。

D × (法37条3号)

遺族基礎年金の死亡者の要件のうち、「老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき」は、原則として「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る」とされる。なお、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算して25年以上ない者であっても、「保険料納付済期間」又は「学生納付特例期間又は50歳未満納付猶予期間以外の保険料免除期間」を1月以上有しており、かつ、「保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上」あれば、要件を満たすものとされる。

(すなわち、保険料納付実績が1月以上あり、かつ、「合算対象期間」を含む受給資格期間が25年以上あれば、要件を満たす。)

E ○ (法37条)

設問のとおりである。本肢のケースは、被保険者が死亡したとき（法37条1号）に該当するため、保険料納付要件も満たす必要がある。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ウとオを誤りとするDが正解となる。

問7 正解D

ア ○（法20条、法附則9条の2の4）

設問のとおりである。本肢のケースのように「老齢」と「遺族」と支給事由が異なる場合、「1人1年金の原則」に従い、いったんすべての年金給付が支給停止され、受給権者の選択により1つの年金給付の支給停止が解除される。なお、受給権者が65歳に達しているものに限り、支給事由が異なる場合でも併給可能な組合せにおいて併給される。

イ ○（法附則9条の2の3、法30条の4第2項、3項）

設問のとおりである。本肢は、いわゆる「20歳前傷病による障害基礎年金」の事後重症のケースである。老齢基礎年金の支給を繰り上げた者については、原則として障害基礎年金は支給されなくなる。

ウ ×（法附則9条の2の3、法30条の2）

本肢は、いわゆる「事後重症による障害基礎年金」のケースである。前述のとおり、老齢基礎年金の支給を繰り上げた者については、原則として障害基礎年金は支給されなくなる。

エ ○（法28条5項）

設問のとおりである。70歳以降になってから請求を行い、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合（いわゆる本来請求）、繰下げ増額のない本来額の年金が受給権発生時から一括支給されることとなるが、その際一部の支分権が時効により消滅してしまう場合がある。このため、70歳以降に請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する（支給する年金には受給権発生から裁定請求の5年前までの月数に応じた増額を行う）。

オ × (法19条1項)

年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、未支給年金の支給を請求することができる。

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとエの二つを正しいとするBが正解となる。

問8 正解B

ア ○ (法4条の3第1項)

設問のとおりである。

イ × (法18条3項)

年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、以下の年金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

- ①前支払期月に支払うべきであった年金
- ②権利が消滅した場合におけるその期の年金
- ③支給を停止した場合におけるその期の年金

ウ × (法88条の2、法87条の2第1項、2項)

付加保険料の納付は、産前産後期間の保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月について行うことができる。

エ ○ (法18条1項、2項)

設問のとおりである。年金給付の支給停止事由が生じた場合であっても、同一の月にその支給停止事由が消滅した場合は、年金給付の支給停止は行われな

い。

オ × (法20条4項、法附則9条の2の4)

当該支給停止の解除申請は、「いつでも、将来に向かって撤回することができる。」

問9 正解D

A × (平成16年法附則23条1項～3項)

65歳以上の者で、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有しない等の一定の要件を満たした場合、特例による任意加入被保険者となることができる。本肢のケースでは、甲は老齢基礎年金の受給権を有するため、65歳以降、任意加入被保険者となることはできない。

B × (法28条1項)

65歳で老齢基礎年金の受給権を取得した者は、65歳から66歳までの1年間に、付加年金及び老齢厚生年金以外の年金給付の受給権（すなわち、障害基礎年金、遺族基礎年金、障害厚生年金、遺族厚生年金のいずれかの受給権）を取得すると、老齢基礎年金の支給繰下げの申出ができない。

C × (法93条2項、令8条1項)

「前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額」である。なお、「政令で定める額」は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年4分の利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月（口座振替による納付により納付する場合にあっては、当該各月の翌月）までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（10円未満四捨五入）を控除した額である。

D ○ (法75条)

設問のとおりである。

E × (法128条1項)

「国民年金基金は、加入員又は加入員であった者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であった者の死亡に関し、一時金の支給を行なうものとする。」

問10 正解 E

A × (法37条)

遺族基礎年金の死亡者の要件において、「被保険者であつた者（60歳以上65歳未満）」はその当時日本国内に住所を有することが要件となるが、「被保険者」については日本国内に住所を有する旨の要件はない。

B × (法41条2項)

配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき、子に対する遺族基礎年金は支給停止される。したがって、本肢のケースは、50歳の夫に遺族基礎年金が支給され、16歳の子に遺族厚生年金が支給される。

C × (法52条の2第1項)

死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数が36月以上である者が死亡した場合において、その遺族に支給される。本肢のケースでは、保険料半額免除期間48月（ $=48月 \times 1/2$ ）と4分の1免除期間12月（ $=12月 \times 3/4$ ）を合算すると「33月」であり、支給要件を満たしていない。

D × (法30条の3)

本肢は、いわゆる「基準障害による障害基礎年金」のケースである。基準障害による障害基礎年金の受給権は「請求によって」発生するのではなく、要件を満たしたときに発生する。また、「請求のあつた月の翌月」から支給される。

E ○ (法96条1項、3項)

設問のとおりである。